## 困ったときは・・・

「不当な差別的取扱い」をしないようにするには どうしたらよいのか、

「合理的配慮の提供」を求められたが、 どのように対応したらよいかわからない…など、 障害を理由とする差別に関するお困りごとがあれば、

まずは地域の身近な相談窓口に相談してください。



https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ shogai/sabetsu-madoguchi.html





Q キーワード

正当な理由

過重な負担

環境の整備

意思の表明

建設的対話

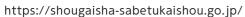
詳しくはこちらで確認してください。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ shogai/sabetsu-kaisho.html



Q 障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



関する事例等を知りたい方はこちら



**Q** 事業者が適切に対応するための指針はこちら

関係府省庁所管事務分野における「対応指針」 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html



聴覚に障害のある方など、会話によるコミュニケーションが 困難な方とのコミュニケーションを支援するアプリはこちら

#### コミュニケーション支援アプリ



詳しくはこちらで確認してください。

https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/ 480739.pdf

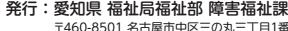




Android

これは音声コード「Uni-Voice」です。 専用の機器やスマホアプリなどで読み取 ると、内容を音声で聞くことができます。





〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 TEL 052-954-6294(ダイヤルイン) FAX 052-954-6920 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/

ダウンロードはこちら



### 愛知県障害者差別解消推進条例が変わります!

令和6年(2024年)4月1日から

# 合理的配慮の提供が 義務化されます!

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務→ <mark>義務</mark>

### 合理的配慮の提供とは

障害のある人からの「バリアを取り除いてほしい」旨の 申し出に対し、実施に伴う負担が過重でない場合に、 適切に現状を変更又は調整することです。



### 対象となる事業者

会社やお店はもちろん、個人事業主や ボランティア活動を行うグループ なども該当します。



専用の機器やスマホアプリなどで読み取 ると、内容を音声で聞くことができます。





●「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。 障害のある人と事業者で話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

●障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に当たるかは、個別の場面ごとに判断する必要があります。

「合理的配慮」をしないこと、 「不当な差別的取扱い」をすることは 「障害を理由とする差別」です。

## 合理的配慮」の具体例

#### 段差があって車椅子で お店の中に入れない。

あらかじめ用意しておいた 携帯スロープを渡す。

家族などが 本人の代わりに 申し出ることも あります。

紙のフロア

ガイドに振り 仮名を振って

渡した。



漢字が読めないのでフロアガイド(店舗案内図)に

受付窓口で名前を呼ばれてもわからない。 窓口では筆談で対応してほしい。

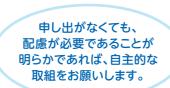
順番が来たらそばま で呼びに行く。窓口で は本人の希望を踏ま えた方法で対応する。



### 長時間立っていることが

できない。

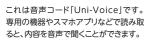
椅子を用意して座って待てるようにした。



### 自筆が難しいので 代筆してほしい。

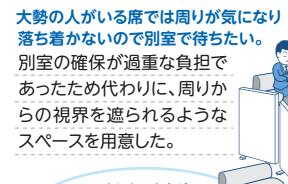
振り仮名を振ってほしい。

プライバシーに配 慮しつつ、十分に 本人の意向を確 認した上で、店員 が代筆した。





P 駐車場 ( 公衆電話 | トイレ エレベーター 🛗 エスカレーター



申し出の内容が 過重な負担※となる場合には、 お互いの立場を尊重しながら話し合い、 別の方法を検討することが 必要です。



書き写す代わり に、スマートフォン などで写真を撮影 できることとした。



## 「不当な差別的取扱い」の具体例

#### 「不当な差別的取扱い」とは

正当な理由\*なく、障害を理由として、 サービスの提供を拒否することや、サービス の提供に当たって場所や時間帯などを 制限すること、障害のない人には付けない 条件を付けることなどです。

具体的な危険の発生が あらかじめ見込まれる場合には、 正当な理由※があるため、不当な差別的取扱いとは ならないこともあります。



- 受付の対応を拒否する。
- ■学校の受験や入学を拒否する。
- 保護者や介助者が一緒にいないと 入店させない。
- ケガするかもしれないからといって、 行事に参加させない。
- 身体障害者補 助犬(盲導犬・ 介助犬:聴導 犬)を連れての 入店を断る。



●本人を無視し て介助者や支 援者、付き添 いの人だけに 話しかける。



これは音声コード「Uni-Voice」です。 専用の機器やスマホアプリなどで読み取 ると、内容を音声で聞くことができます。



※正当な理由、過重な負担の判断は、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

